

NIS 倫理規範



NIS GROUP

はじめに

私たちは、「人間尊重の精神に基づき、正直営業と誠実経営を行い、公正な競争を通じて、豊かな社会の形成に貢献します」という経営理念のもと、日本だけでなくアジアのお客様に総合金融サービスを提供し、お客様にとっての「ビジョン サポート カンパニー」を目指して邁進しております。

この目標を達成するためには、東京証券取引所第二部上場企業としての誇りと社会的責任を十分に認識し、顧客・株主・取引先・従業員等のあらゆるステークホルダーに対して、社是や経営理念、行動指針にもとづき正しい経営を行わなければなりません。そして、その結果として利益が生まれるということを、当社グループのすべての役職員が認識することが重要です。

昨今、企業を取り巻く環境は大きく変わり、「企業の社会的責任」「企業倫理の確立」がますます強く求められています。当社グループにおいても、一人ひとりがコンプライアンス意識を強く持ち、正しい判断基準・行動基準にもとづく適切な判断と勇気ある行動が必要とされています。

こうした状況も踏まえ、当社グループのすべての役職員（契約社員、派遣社員、パート社員等の契約形態にかかわらずすべての従業者を含む）に共通の判断基準・行動基準となり、職位あるいは職務内容にかかわらず等しく遵守すべきものとして「NIS 倫理規範」が制定されております。

皆さんは既に高いコンプライアンス意識や倫理観を備えているものと思いますが、この倫理規範はそれらを補完し、皆さんの助けとなるものです。

当社グループの益々の発展のためにも、また皆さん一人ひとりが自らを守るためにも、「NIS 倫理規範」の内容を十分かつ正しく理解し、社会人として、また当社グループの一員として、良識ある行動をとられることを確信しております。

平成 23 年 9 月

NIS グループ株式会社
代表取締役社長 原川城治

はじめに	2
目次	3
倫理規範の目的と位置づけ	4

倫理規範

I 法令遵守

1. 関連法規・内部ルールの遵守	5
①事業関連法規	5
②情報管理・情報開示（ディスクロージャー）関連法規	6
③インサイダー取引関連法規	6
2. 守秘義務	6

II 顧客・外部業者等との関係

1. 顧客との癒着の排除	7
2. 自由で公正な競争	7
3. 外部業者の選定および公正な取引	7
4. 接待の事前承認	8
5. その他便宜供与への対応	8
6. 公務員等との健全な関係	8
7. 反社会的勢力との対決	9

III 会社と従業員

1. 利益相反行為の禁止	9
2. 会社財産の尊重	9
3. セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等の禁止	9

IV 社会の一員として

1. 差別の禁止・人権の尊重	10
2. 社会人としての自覚	10
3. 社会貢献	10

V 罰則規定

VI 誓約

(別紙)

「NIS 倫理規範」に関する誓約書

倫理規範の目的と位置づけ

この「NIS 倫理規範」は、当社グループにおけるすべての役職員が、職位や職務内容にかかわらず等しく遵守すべきコンプライアンスに関する基本的で重要な事項をまとめたものです。従って、すべての業務または遵守事項について網羅するものではありません。

大切なのは細かなルールを網羅することよりも、すべての役職員が倫理規範の考え方を十分理解し、一人ひとりが適切な判断を行い、業務を遂行していくことです。

業務を遂行するうえで疑問や不安が生じたら、直属の上司または関連部署に必ず相談してください。もし、上司や関連部署に相談しづらい場合には、「企業倫理ホットライン」に連絡してください。決して自分の知識や経験だけで判断したり、一人で抱え込んだりしないでください。

「自分には関係ない。おそらく他の誰かが解決してくれるだろう」という他人任せの態度、あるいは「ビジネスは奇麗事ではないのだから多少の不正はやむをえない。皆がやるようにやっていたらよい」という無責任な態度は、会社を悪くするだけでなく、自分自身のモラルの低下につながります。

つい日常業務の忙しさに流されて、こうした心がけや勇気を疎かにしがちですが、当社およびグループ各社において、皆が誇りをもって働ける職場を作るために、一人ひとりが常にコンプライアンスを意識して業務に取り組み、改善していくことが必要なのです。

そして、業務を遂行するうえで生じた疑問や不安に対する拠り所となる当社グループ共通の基本的な判断基準・行動基準として、この「NIS 倫理規範」が定められました。疑問や不安を感じたら、その都度この倫理規範に立ち戻ることで適切な判断を行い、その積み重ねによって判断力を養ってください。

なお、「NIS 倫理規範」は、当社グループ共通の社是・経営理念・行動指針の考え方を汲むものであり、基本的な考え方は今後も変わりませんが、将来における時代の変化や内外の環境変化に伴って、具体的な内容については必要に応じて随時見直しを行っていきます。

自分の仕事や職場について自信を持って家族や友人に話せるかどうか、常に自問自答する姿勢を持ち続けましょう。

そして、倫理規範に基づく正しい判断と、皆さんの良心に基づく勇気ある行動で、一緒に「コンプライアンス先進企業」を目指しましょう。

倫理規範

I. 法令遵守

1. 関連法規・内部ルールの遵守

私たちは、それぞれの事業に関連するあらゆる法令や諸規則、ガイドライン等を正しく理解し遵守しなければなりません。その際、法令等の文言はもちろん、たとえ文言にはなくともその法令の趣旨や制定された背景あるいは目的も含めて、その精神まで遵守します。海外とかかわる事業においては、当然にその国または地域の法令等についても遵守します。

また同時に、社内における規程やマニュアル等の内部ルールに従って、忠実に職務を遂行しなければなりません。たとえ上司からの指示や命令であっても、法令や内部ルールに反する可能性がある場合、盲目的に従うのではなく、立ち止まって考え、適宜、質問または確認を行います。

私たちは企業として利益を追求しなければなりません、「企業の利益」という考え方は、不正な方法によって利益をあげることを正当化するものではありません。私たちは、あくまで公正でフェアなビジネスを通じての「正しい利益」にこだわります。

なお、特に、以下については当社グループとして重要と位置づけています。

①事業関連法規

私たちは、総合金融サービス事業、投資銀行・海外貿易事業および不動産事業を展開することにより、企業の成長ステージに合わせたビジネス・ソリューションの提供を行っています。当社の行うすべての事業において法令等を遵守することは当然ですが、特に、以下に列記する主な法令のほか、「個人情報保護に関する法律（個人情報保護法）」および「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯収法）」などの関連する法令等、および内部ルールとしての規程、マニュアル、通達、業務連絡等に至るまで遵守しなければなりません。

i) 貸金業務関連

- ・「貸金業法」
 - ・「利息制限法」
 - ・「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（出資法）」
- その他関連する法律ならびに政省令など

ii) 不動産業務関連

- ・「宅地建物取引業法」
- その他関連する法律ならびに政省令など

iii) 投資銀行業務関連

- ・「金融商品取引法」

その他関連する法律ならびに政省令など

なお、今後、当社における事業内容の拡大ならびに事業エリアの拡大（グローバル化）に伴い、適用される法令等が新たに加わった場合、本条項の趣旨を踏まえ、それらの法令等も遵守しなければなりません。

②情報管理・情報開示（ディスクロージャー）関連法規

私たちは、個人情報をはじめ業務を通じて取得したあらゆる情報について、法令および情報セキュリティ関連規程等の内部ルールに従い、適切に管理しなければなりません。そして、保有する情報資産の機密性、完全性、可用性が損なわれないよう、情報資産の安全確保に努め、紛失・盗難・不正使用等を防ぎます。

また、決算に関する事項や対外的に発信する重要事項については、適時適切に正確な情報を開示しなければなりません。私たちは、そうしたオープンで公正な情報開示を通じて、ステークホルダーとの健全な関係維持に努め、社会から信頼される「開かれた企業」を目指します。

③インサイダー取引関連法規

私たちは、どのような役職や立場であろうと、業務を通じて当社または他社の公表されていない重要事実（インサイダー情報）^{*注1}を知った場合、業務上必要な場合を除いて口外してはなりません。また、その会社の株式等を売買してはなりません。家族名義による取引も同様です。さらに、そうした情報に基づいて、友人・知人などの他人に助言を与えることも慎みます。その他インサイダー取引にかかわる規制について、関連する法令、諸規則、内部ルール等を十分に理解し遵守します。

*注1： 公表されていない重要事実（インサイダー情報）

会社の株価に重大な影響を及ぼす可能性のある未だ公表されていない情報。会社の運営、業務または財産に関する重要な事実であり投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実。具体的には、買収・合併、増資・減資、業務提携、新事業、売上高、経常利益等の情報。

2. 守秘義務

私たちは、顧客情報、個人情報、企業秘密または営業秘密等の機密事項、その他業務を通じて知り得た非公開情報について、法令および内部ルール等に従って適切に取り扱い、正当な理由なく、外部に公開または漏洩等を行ってはなりません。

特に、友人や会社仲間等との間で、しかも飲食店や電車またはタクシーなどの車中でその

ような話をすれば、それが外部への情報漏洩となる可能性があることを十分に認識します。たとえ家族や親類であっても同様です。なお、在職期間中はもちろん退職後であっても、守秘義務については遵守します。

II. 顧客・外部業者等との関係

1. 顧客との癒着の排除

私たちは、お客様である中堅中小企業のビジョン（夢）を様々なサービスを通じて支援・実現する「ビジョン サポート カンパニー」を掲げております。そのためには、お客様の様々なニーズに応えなければなりません。ただし、たとえお客様からのご要望であっても、不当もしくは不正な要求、あるいはお客様と会社との立場の違いを曖昧にするような依頼には応じてはなりません。「お客様の様々なニーズに応える」とは、ある特定のお客様からの特別な依頼や、不当もしくは不正な要求、あるいは無理難題などを何でも受け入れることではないからです。

お客様との通常の間接関係を逸脱するような関係をもつこと、またはそのような誤解を招く行為については、公正公平の立場から注意深く排除しなければなりません。

2. 自由で公正な競争

私たちは、業務を遂行するにあたり、同業者間で事前に話し合い、自由な企業活動を制限するような協定または密約を結ぶといった行動をとってはなりません。そのような疑いをもたれる言動も慎みます。もし他社からそのような提案を受けた場合には、明確に拒絶しなければなりません。

また、取引上の立場を利用した優越的地位の濫用に該当するおそれのある行為や役員選任における行き過ぎた干渉も行いません。ある商品やサービスを提供する際、あわせて他の商品等を購入させるように不当に強制することも、抱き合わせ販売とみられるおそれがありますので十分注意しなければなりません。

当社グループは、自由で公正で透明な競争を通じてビジネスを行います。「正直営業と誠実経営」は経営理念にも謳われており、当社グループのビジネスの基本です。

3. 外部業者の選定および公正な取引

私たちは、外部業者の選定に際して、商品の品質・サービスの内容・価格・納期・過去の実績・信頼度等を総合的に判断したうえで公平かつ公正に決定します。なお、業務の全部または一部を外部業者に委託する場合、関連する内部ルールを遵守します。

また、外部業者との取引については、常に透明で公正な関係を保ち、いかなる場合でも、第三者からみて不公平・不平等・不透明と思われることのないよう注意し、特定の業者に有利になるような条件を提示したり、働きかけを行ったりしてはなりません。

特に、縁故者や友人・知人など個人的な面識のある方と何らかの契約を結ぶ場合や取引を行う場合には、情実取引を回避するため注意しなければなりません。その場合には、事

前に必ず直属の上司に報告し、そのうえで正々堂々と友人・知人等との契約や取引を行います。

なぜなら、私たちは誰からみても「オープンでフェアな取引を行っている」といわれる会社を目指しているからです。

4. 接待の事前承認

私たちは、直接的な取引の有無にかかわらず、何らかの接待を受ける場合、必ず事前に直属の上司に報告し承認を受けたうえで、必要最低限となるよう十分に注意し、先方にもその旨を伝えます。万一、予期せず接待を受けた場合も、事後速やかに報告をしなければなりません。なぜならば、それが将来の意思決定に何らかの影響を与えるかもしれないからです。

また、報告を受けた上司が過剰な接待と思われると判断した場合、その事実を必ず関係部署と協議し、将来の意思決定に影響を与えぬよう適切な対応をとらなければなりません。具体的には、接待を受けた個人を当該取引先との業務から外すなどの対応が考えられます。

なお、当社が接待する場合、相手先について事前に確認するとともに、接待の内容についても十分注意しなければなりません。

5. その他便宜供与への対応

私たちは、業務に関連して、顧客または外部業者等から、金銭もしくは物品・贈答品等を受領してはいけません。もちろん、私たちから顧客または外部業者等に対して何らかの便宜の要求等を一切行ってはなりません。

取引先からの様々な便宜供与の申し出に対しては、その事実をまず直属の上司に伝え、指示を受けるなどの適切な対応をとります。例えば、取引先から個人的に商品やサービスを特別に有利な価格で提供してもらう場合などが該当します。

6. 公務員等との健全な関係

私たちは、国内外にかかわらず、公務員またはみなし公務員^{*注2}との関係について、国家公務員倫理法の趣旨を踏まえ、健全で透明な関係を維持するよう十分配慮し、私たちから公務員に対して接待や贈答等を行うことを禁止します。接待や贈答等にはあたらぬ場合でも、特に当社と何らかの利害関係がある場合、当社に見返りを求める行為あるいはそのように誤解されるおそれのある行為は行いません。

また、政治家の関係者（議員秘書、候補者等を含む）についても原則同様とし、相当な注意をもって節度ある関係を保たなければなりません。

不明な点や特別な事情等がある場合は、各自で判断せず、事前に必ずコンプライアンス統括部に確認のうえ、その指示に従うものとします。

*注2 : みなし公務員

一部の独立行政法人（国民生活センター、国立美術館 etc）役職員や駐車監視員。また公共性の高い事業を行う公団や事業団、公庫等に勤める職員等

7. 反社会的勢力との対決

私たちは、反社会的勢力に対して断固とした態度で対応しなければなりません。

さらに、不透明な癒着と言われかねない一切の関係を排除する必要があります。そのためには、別途定めた「反社会的勢力対応マニュアル」にもとづき、関係各部署が連携し、必要に応じて警察とも協力して対応することが大切です。もしも、意図せずしてそうした団体や個人と何らかの関係をもってしまった場合、その事実を迅速に関係部署に報告し、事後の行動に関して適切な指示を受けます。

III. 会社と従業員

1. 利益相反行為の禁止

私たちは、自己の利益と会社の利益が相反することのないよう行動します。例えば、業務を通じて得られた顧客や取引先と個人的な関係をもったり、顧客リスト、顧客の信用情報等を使って個人的な利益を追求することなどは絶対に認められません。また、会社と競合関係にあたる他社や第三者等との関係をもったり、それらの活動に参加する等の関与を行いません。もちろん、自ら営むことも禁止します。会社の許可なく、他の会社の役員に就任したり、他の職業に従事することも禁じられています。

2. 会社財産の尊重

私たちは、公私を峻別し会社財産を尊重しなければなりません。すべての会社財産は、業務を遂行する目的で私たちに貸与あるいは提供されているものだからです。従って、会社の備品や消耗品を持ち帰ることは言うまでもなく、業務とは無関係なインターネットや電子メール、あるいはコピー、FAX、会社貸与の携帯電話等の私的利用も行いません。

なお、情報システムおよび情報資産の保護のため、インターネットや電子メールの利用状況をモニタリングすることがあります。その結果、インターネットや電子メールの私的利用または不適切なサイトの閲覧（アダルトサイト・ギャンブルサイトなど）が発覚した場合、解雇の対象となる場合があります。

3. セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等の禁止

私たちは、労働関係法令等に則った、明るく快適な職場環境の整備に努めていきます。従って、いかなる場合であっても、自分の地位や立場を利用して性的関係を強要することは許されません。異性間または同性間にかかわらず、相手が性的に嫌悪感を覚えるような言動や職場の環境を悪化させる行為についても同様に禁止します。たとえ酒宴の席であったとしても、決して言い訳にはなりません。

また、自分の地位や立場を利用して、自分より下位の役職者に対して、必要以上に強権的、高圧的な態度や言動をとることを禁止します。それらは、本人は指導のつもりであっても、相手は「言葉の暴力」と感じることもあります。客観的にみて相手の人格や名誉を

傷つけると判断される場合は、パワーハラスメントとみなされます。

万一、セクシャルハラスメントまたはパワーハラスメント等の事実が発覚した場合、規定に基づき処分が行われます。

IV. 社会の一員として

1. 差別の禁止・人権の尊重

私たちは、雇用や処遇にあたっては、各人の業務内容や業績に従って公平に評価しなければなりません。また、いかなる場合でも、人種、宗教、国籍、性別、思想、信条、経歴、出身地、年齢、外見、身体上のハンディキャップ、その他個人的特性に基づいた差別は一切行いません。はっきりと差別と言えない場合でも、相手または周囲に不快感を与えるような言動は差し控えます。ある個人の身体的特徴を材料にした冗談等も、働きやすい職場環境を損なうという点から同様であると認識し、あくまで相手の立場に立った言動に努めます。そして、すべての人の人権を尊重し、陰湿ないじめや嫌がらせ等を許しません。これらは「自分がされて嫌なことは、人にはしない」という当たり前のことです。

2. 社会人としての自覚

私たちは、職場内はもちろん職場以外の場所においても、国際的に通用する社会人としての自覚をもち、一人ひとりが会社を代表している存在であることを十分認識し、一般常識やマナーに反すると思われる言動を慎みます。たとえ業務時間外のプライベートな時間であっても、節度ある言動を心がけます。一人ひとりが常に自覚をもち、会社の評判（レピュテーション）に傷をつけることのないように十分注意します。具体的には、飲酒運転やその黙認、知的財産権の侵害等の行為は慎みます。

3. 社会貢献

私たちは、企業は社会の一員であり私たち一人ひとりはその企業の構成員であることを十分に認識し、社会の一員として地域社会の抱える課題に関心を持ち、問題の解決に協力します。また、地域社会のみならず環境問題等の人類共通の広範な問題に対しても、一人ひとりが高い意識を持ち、社会との調和を図るよう努めます。

V. 罰則規定

ここに記載された内容は、当社グループのすべての役職員が遵守しなければならないものです。従って、管理職はそれぞれの職場において、従業員に遵守させるよう指導し、監督しなければなりません。

万一、違反した場合には、事実関係を確認のうえ、就業規則ならびに賞罰規程等の規定に従い、処罰の対象となります。その場合、当該役職員はもちろんのこと、指導監督責任として、その上席者についても何らかの責任があると判断することがあります。

また、違反している事実を知っていながら、何らの対応もせず、見逃しまたは黙認し、もしくは助長させていた場合、その者も同様と判断することがあります。

VI. 誓約

当社グループのすべての役職員は、「NIS 倫理規範」を熟読のうえ、コンプライアンスに関する基本的な考え方を十分に理解し、記載された事項はもちろん、記載のないものについても自らの倫理観と良心にもとづき行動しなければなりません。

上記内容について承諾した場合、誓約の証とするため、別紙の「『NIS 倫理規範』に関する誓約書」に署名捺印のうえ提出してください。